

食器洗浄機用洗浄剤およびリンス剤供給装置 共有化（相互譲渡）のガイドライン

日本食品洗浄剤衛生協会
2021年7月

2021年7月 制定

目次

まえがき	1
1. 目的	1
2. 対象となる供給装置	1
3. 対象会社	1
4. 共有化の実施に当たって	1
5. 運用方法	1
6. 所有権の移転と責任の所在	2
あとがき	2
別添資料 1 供給装置共有化実施フロー図	3
2 供給装置返却ルールと、 供給装置返却カード	4

まえがき

業務用食器洗浄機用洗浄剤およびリンス剤（以下、洗浄剤等と表記）に関しては、顧客が洗浄剤等の切り換えを行う際に業界の慣行として洗浄剤等の供給装置（以下、供給装置と表記）の付け替えも耐用年数と関係なく同時に行ってきた。しかも顧客の厳しいコスト削減要請によってその切り換え頻度が増大する傾向にあり、使用可能なまま廃棄される供給装置が増加している状況にある。

そこで、地球環境の保全、環境負荷の低減等、SDGs への取り組みが叫ばれる昨今の状況に改めて鑑み、使用可能な供給装置はできるだけ使用する「もったいない」の精神に立ち返り、日本食品洗浄剤衛生協会（以下、当協会と表記）は対策の一つとしてこの供給装置の共有化（相互譲渡）（以下、共有化と表記）に取り組むこととした。

1. 目的

洗浄剤等を販売する際、各社が顧客に無償で貸与している供給装置について、環境負荷低減のため当該会社間の合意により所有権の移転と供給装置の譲渡を行うことによって廃棄物を削減する事を目的とする。

2. 対象となる供給装置

液体洗浄剤等の定量投入型供給装置

3. 対象会社

当協会および当協会以外の洗浄剤等供給会社

4. 共有化の実施にあたって

以下に記載の内容に従って実施する。

- ① 当協会は供給装置の譲渡価格の決定に関与しないこと。
- ② 譲渡価格は当事者である洗浄剤等供給会社間で決定するほか、洗浄剤等供給会社間で洗浄剤の販売価格や供給装置の購入価格を互いに共有しないこと。
- ③ 譲渡台数や譲渡価格は、書面にて双方合意の上、実施すること。
- ④ 当該供給装置に関する売買契約（以下、「売買契約」と表記）を当該洗浄剤等供給会社間（以下、切り換え後为新会社、切り換え前を旧会社と表記）で締結すること。
- ⑤ 顧客へ供給装置の所有権移転の案内をし、必要に応じて了承を得ること。

5. 運用方法

フロー図（別添1参照）に準拠し、以下のように進める。

- ① 顧客が洗浄剤の切り換えを承認後、新会社は供給装置の継続使用の可否を決定する。
- ② 継続使用の場合、新会社から旧会社に対し譲受の申し入れを行う。
その際、『供給装置譲受申し入れ・回答書』に記入の上、別に定める各社供給装置共有化窓口宛てに、FAX、またはメールで申し入れる。各社ホームページ等の問い合わせフォームは使用しない。
また、申し入れ日は、送信翌営業日とする。
また、協会非加盟会社等から協会宛てに申し入れがなされた場合には、協会は遅滞なく、相手先洗浄剤供給会社を確認して連絡し、正しく申し入れがなされるようにサポートすることとする。
- ③ 旧会社は、申し入れに対し、申し入れ日から10営業日以内に回答する。
旧会社は、内容が承諾できなければ譲渡しなくても良い。
なお、10営業日を過ぎても回答がない場合は、申し入れ不成立とする。
ただし、新会社から旧会社への問い合わせ、および回答期限延長についてはこれを妨げない。
- ④ 両社が合意した場合は「売買契約書」を締結する。その際、所有権の移転を明確にする基準日を設定する。
- ⑤ 新会社は顧客と供給装置の貸与について合意をする。
- ⑥ 新会社は、継続使用する供給装置に対して連絡先シールの貼り替えを実施する。
- ⑦ 継続使用しない場合、および譲受対象外の供給装置は、従来通りの供給装置返却ルール（別添2参照）で運用する。
- ⑧ 譲り受けた供給装置を新会社の判断で使用しない場合は、新会社の責任で処分する。（新会社が一度譲り受けた供給装置は、理由を問わず旧会社へ返却しないこと。）
- ⑨ 「売買契約」は、供給装置所有会社である洗浄剤等供給会社間で行うこととする。
- ⑩ 原則として旧会社から供給装置の部品提供等は行わない。

6. 所有権の移転と責任の所在

供給装置の所有権は、所有権移転基準日をもって移転するものとし、供給装置に関わる一切の責任は、所有権を有する会社が負うものとする。

- ① 売買契約書記載の所有権移転基準日より前 … 所有権は『旧会社』
- ② 売買契約書記載の所有権移転基準日以降 … 所有権は『新会社』

例：基準日が10月1日の場合、9月30日までは旧会社、10月1日からは新会社
仮に10月2日に装置に関わるクレームが発生した場合は、新会社に対応する。

あとがき

供給装置の共有化を進めるにあたり、当協会では公正取引委員会への問い合わせを行い、独占禁止法上、問題はない事を確認し慎重に検討して参りました。この取り組みが環境負荷の低減に少しでも貢献できることを当協会会員一同願うばかりです。

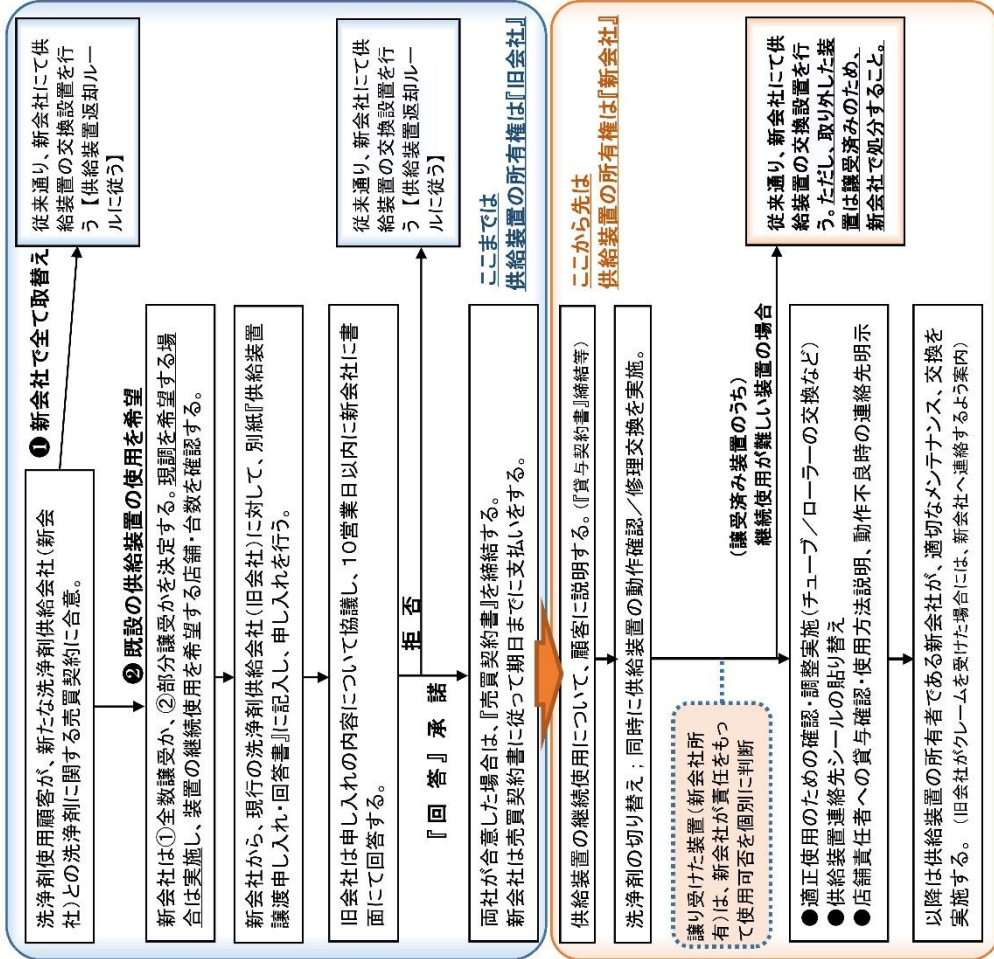
(別添1) 業務用食器洗淨機用洗淨剤およびリンス剤の供給装置共有化実施フロー

食器洗淨機用洗淨剤等の供給装置共有化(相互譲渡)実施フロー

2021年7月制定

【実施にあたってのポイント】

- 共有化の実施にあたる新・旧会社は、「洗淨剤供給会社」とし、販売店・代理店間の実施は対象外とする。
- 顧客とのトラブルや事故がないように十分配慮すること。
- 供給装置の継続使用について、顧客に説明し、了承を得ておく。
※【供給装置に対する倉協の取り組み案内】
- 新会社は、装置個別に継続使用(譲受)／交換(返却)を判断してよい。
- 申し入れは、各社の「供給装置返却担当者」または「日本食品洗淨剤衛生協会 事務局」とし、受理後は速やかに関係部署で協議すること。
- 申し入れは、電話、FAX、メールとし、各社ホームページ等の問合せフォームは使用しない。また、FAX、メールの場合は送信翌営業日を申入日とする。
- 旧会社は申し入れ内容に不服の場合は送信翌営業日を申入日とする。できる限りガイドラインの主旨に賛同した対応が望ましい。
- 『売買契約書』には、①所有権移転基準日、②支払い期限、③切り替え期限(目安)を必ず明記すること。
- 譲受対象外の装置は、新会社にて供給装置の交換を行う。
【従来通り、供給装置返却ルールに従う】
- 所有権移転後の装置に関する一切の責任は、新会社が負うものとする。
- 『貸与契約書』(本部等との契約書)が望ましいが、供給装置の継続使用について、必ず顧客と確認・合意を得ること。
- 廃余の洗淨剤等については、適法に処理すること。
※参考：「廃棄を前提とした製品および容器の処理についての見解」
- 『連絡先シール』には必ず「会社名／電話番号」を明記し、顧客および旧会社とのトラブルがないように努めること。
- 旧会社は顧客からのクレームや部品提供に際する責任はないが、顧客の事情を十分配慮して、新会社への連絡、情報提供等により顧客に不利益がないように努めることが望ましい。



(別添2) 供給装置返却ルールと供給装置返却カード

旧洗浄剤供給会社の供給装置を取り外して交換し、返却する場合は、次に定めるルールを順守して実施すること。

- ①旧会社の供給装置は必ず返却するものとし、返却の際は装置本体および供給用備品(サーバー/ホッパー) とすること。
電線・ホース類・濃度センサー・洗剤注入口などは返却しないこと。(返却対象外)
- ②洗浄剤の返却は絶対にしないこと(厳禁)。また、サーバー内は清掃すること。
- ③『供給装置返却カード』に記入し、供給装置本体に貼り付けること。
- ④送り状に返却責任者の氏名または会社名と氏名、連絡先(TEL)を記載すること。
- ⑤返却の際はビニル袋に包むなど洗浄剤の漏洩を防ぐ工夫をすること

<供給装置返却カードと、記入例>

供給装置返却カード (例)		
現場名	食品衛生センター (例)	
取り外した日付	2021年 4月 9日 (例)	
所在地	〒150-0001	
	東京都渋谷区神宮前	
	2-6-1番地 (例)	
返却装置	品名	台数
	供給装置本体(濃度コントローラー) (例)	1
	サーバー(固形・粉末用ホッパー) (例)	1

※電線・ホース類・濃度センサー・洗剤注入口などは返却しないこと(返却対象外)
 ※洗浄剤の返却は厳禁、サーバー内は清掃すること
 ※本カードは供給装置本体に貼り付けること
 ※送り状に返却責任者の氏名または会社名と氏名、連絡先(TEL)を記載すること
 ※返却の際はビニル袋に包むなど洗浄剤の漏洩を防ぐ工夫をすること